

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十九年四月十一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。